

第一号様式の四(特定記録等事務代行者の標識)(第四十九条の八関係)

特 定 記 録 等 事 務 代 行 者		10センチメートル
氏名又は名称		
委託をした運輸支局長 又は運輸監理部長 (法第七十四条の四の 規定の適用があるとき は、軽自動車検査協会)		
40センチメートル		